

2014 年度活動報告

海法研究所は、2007 年 10 月の設立以来、「海法研究」、「国際交流」、「海法教育」の 3 つを柱としてその事業を展開してきている。プロジェクト研究所としての第 1 期（5 年）を 2012 年 9 月 30 日に終了した。同年 10 月 1 日から、第 2 期の研究所としてスタートしている。

2014 年度は、既存の研究会活動、大学院での社会人教育を継続したことに加えて、研究所が 2008 年に第 1 回を開催した東アジア海法フォーラムを日本で開催した（第 7 回、日本開催は 3 回目）。このように、それぞれの事業において着実な成果を挙げることができたものと考えている。

2014 年度の研究所の主な活動は以下の通りである。

I. 海法研究

海法研究所は次の研究会を組織して、研究員を中心とした海法研究を継続している。

- （1）判例研究会 判例研究会を公開で開催している。その成果は原則として早稲田法学において公表する。

第 19 回：2014 年 5 月 30 日（金）

場 所：早稲田大学

テーマ①：「船舶が輻輳し同一地点に集まっていた場合における船舶間の衝突事故に関し、船員の常務の適用を否定し、横切り船航法が適用されたとした事例」（アルファ・アクション号事件）

東京地裁平成 23 年 9 月 30 日中間判決（判タ 1379 号 193 頁）

報告者：南 健悟 研究員（小樽商科大学准教授）

テーマ②：「船舶衝突と消滅時効問題の再検討」

最判平成 17 年 11 月 21 日（民集 59 卷 9 号 2558 頁）

報告者：平泉 貴士 研究員（中央大学教授）

第 20 回：2014 年 8 月 1 日（金）

場 所：早稲田大学

テーマ①：「船荷証券上の選択的な専属的国际裁判管轄条項」

東京地判平成 20 年 9 月 24 日（ウェストロージャパン 2008WLJPCA

09248005)

報告者：大西 徳二郎 氏（早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程）

テーマ②：「被告 Y1 会社が賃借し航海の用に供し、被告 Y2 会社が運行管理業務を行っていた貨物船が、原告 X1（国）所有の防波堤に衝突した海難事故につき、①原告 X1 が被告 Y1 会社に対し、防波堤復旧工事費用等を求め、②本船を定期傭船していた原告 X2 会社が、被告 Y1 会社に対し商法 704 条 1 項・690 条等、及び被告 Y2 会社に対し民法 709 条等に基づく損害賠償等を求め、被告らに対する不当利得金の返還等を求めた事案」

最判平成 25 年 6 月 20 日（L L I / D B 06830513）

報告者：高野 真一 研究員（弁護士）

第 21 回：2014 年 12 月 20 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ①：「船舶先取特権の準拠法について、物権の準拠法と被担保債権の準拠法が累積適用された事例」

水戸地判平成 26 年 3 月 20 日（海事法研究会誌 224 号 45 頁）

報告者：大西 徳二郎 氏（早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程）

テーマ②：「危険物の製造業者及び販売業者が、危険物であることを知ってこれを運送する海上物品運送業者に対し、危険性の内容等を告知する義務があるか否か」

最判平成 5 年 3 月 25 日（民集 47 卷 4 号 3079 頁）

報告者：榮 真之 氏（弁護士）

第 22 回：2015 年 3 月 28 日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：「製造業者の海上物品運送業者に対する製造物責任法上の表示・警告上の欠陥の判断基準について」

東京高裁平成 26 年 10 月 29 日（判時 2239 号 23 頁）

報告者：榮 真之 氏（弁護士）

（2）外国海法研究会

①日中海法共同研究 中国・大連海事大学法学院（法学部）をパートナーとして、共通のテーマについて日中法の比較研究を行っている。

第10回：2014年7月4日（金）

場所：大連海事大学

テーマ⑩：船荷証券に関する諸問題

担当者：朱 作賢 氏（大連海事大学准教授）

韓 立新 研究員（大連海事大学教授）

張 智勇 氏（弁護士）

雨宮正啓 研究員（弁護士）

猿山賢司 研究員（弁護士）

テーマ⑪：船舶差押えに関する諸問題

担当者：袁 紹春 氏（大連海事大学准教授）

王 偉 氏（弁護士）

左合輝行 研究員（弁護士）

②所内研究 所内でも、中国海法の研究会を開催し、中国からの留学生による研究報告会を開催し、研究会での討論に基づき一部を海事法研究会誌（日本海運集会所刊行）において公表した。

・海法研究所外国海法研究会

雨宮正啓＝李剛（訳）「国家税務総局による「国際運送業務に従事する非居住者企業の税収管理の暫定弁法（規則）」の公布に関する公告の翻訳（国家税務総局公告2014年第37号）（海事法研究会誌225号45頁以下、2014年11月）

（3）船舶金融法研究会 研究者と実務家が参加し、船舶金融に関する諸問題をテーマとして研究発表を行っている。

第15回：2014年10月11日（土）

場 所：早稲田大学

テーマ：「イギリス留学報告及びロンドンにおける船舶金融マーケット」

報告者：長田旬平氏（TMI総合法律事務所弁護士）

（4）海法史研究会 海法史研究会は、研究所設立時より、継続して、ローマ海法の日本語訳に取り組んできている。

（5）海事刑法研究会

研究テーマを「海上における刑事法規制について」と設定して、研究会を継続している。この研究会は、海上保安大学校の教官経験者や現教官を研究所研究員に迎えて共同

研究を行っており、2014 年の活動の中心テーマは、海賊処罰法であり、甲斐研究員と北川が海賊処罰法に対する論文を執筆した。また、2014 年 10 月 5 日の午前 10 時から約 2 時間、早稲田大学 8 号館において研究会を開催し、甲斐研究員が、「海賊対処法の適用に関する刑法上の一考察 ―グアナバラ号事件 1 審判決と 2 審判決を素材として―」をテーマに報告し、研究員だけでなく、瀬田真助手(当時)も出席して、活発な議論が行われた。

2015 年度からは 3 年間、「海上犯罪に対する刑事規制のあり方と近時の動向に関する研究(研究代表・北川佳世子)」が科研費基盤研究 C(一般)に採択されたので、より一層活発な研究活動を展開する予定である。

(6) 海上保険法研究会 研究者と実務家が参加し、海上保険法に関する諸問題をテーマとして研究発表を行っている。

第 12 回：2014 年 4 月 19 日(土)

場 所：早稲田大学

テーマ①：ロンドンマーケット考察 ―彼我の違いについて―

発表者：宇賀尚徳(東京海上日動火災保険株式会社)

テーマ②：船舶航路に関する危険変動 ―日本、イギリス、ノルウェーの比較検討―

発表者：小原光博(新生銀行)

テーマ③海上保険に関する商法改正について

発表者：中出哲研究員(早稲田大学教授)

テーマ④：EU-USA によるウクライナ・ロシアへの経済制裁が海上運送責任保険に与える影響

発表者：宮廣好一(日本船主責任保険組合)

第 13 回：2014 年 6 月 28 日(土)

場 所：早稲田大学

テーマ①：海上保険約款と保険法の関係 ―約款改定の背景と課題―

発表者：嶋寺基(弁護士)

テーマ②：イギリス海上保険関係判例研究 ―Trafigura Beheer BV v. Navigazione Montanari Spa (Valle di Cordoba) [2014] EWHC 129 (Comm)―

発表者：松下千紗(日本海運集会所)

第 14 回：2014 年 9 月 13 日(土)

場所：早稲田大学

テーマ①：1906 年英国海上保険法改正について

森明（東京マリンクレームサービス）

テーマ②：わが国の国際私法の概要

発表者：大西徳二郎（早稲田大学法学部大学院）

Ⅱ. 国際交流

（１）東アジア海法フォーラム　海法研究所は、海法分野での東アジア諸国、とりわけ中国・韓国との定期的な交流を図るために、2008 年に第 1 回の「東アジア海法フォーラム 2008」を東京で開催した。幸いにもこの企画には、中国および韓国の強い賛同を得ることができ、持ち回りでの開催が合意された。2009 年は、中国・大連海事大学にて第 2 回の「東アジア海法フォーラム」が開催され、2010 年は、韓国・高麗大学にて第 3 回の「東アジア海法フォーラム」が開催され、海法研究所は代表団・報告者の派遣を行った。2011 年は、これが一巡して、早稲田大学にて第 4 回の「東アジア海法フォーラム」を開催した。2012 年は、中国・大連海事大学にて第 5 回の「東アジア海法フォーラム」が開催され、海法研究所は代表団・報告者の派遣を行った。2013 年は、韓国・高麗大学にて第 6 回の「東アジア海法フォーラム」が開催され、海法研究所は代表団・報告者の派遣を行った。2014 年は、3 回目の日本開催となる第 7 回の「東アジア海法フォーラム」を早稲田大学にて開催した。

第 7 回　東アジア海法フォーラム　2014

【開催日】2014 年 11 月 8 日（土）、9 日（日）

【会場】早稲田大学　小野記念講堂

【記念講演】蔡　利植（高麗大学教授・前法学研究科長、IMO 法律委員
会前委員長）

単　紅軍（大連海事大学副学長、教授）

【シンポジウム】東アジアにおける海事紛争の解決

第 1 部：海事仲裁の現状と課題

司会者：山口修司（弁護士）

報告者：中国・張　智勇（弁護士）

韓国・李　喆遠（弁護士）

日本・青戸照太郎（日本海運集会所）

第 2 部：海事事件の特殊性と海事訴訟

司会者：木村　宏（弁護士、早稲田大学客員教授）

報告者：中国・于 詩卉（大連海事大学専任講師）

中国・張 宏凱（弁護士）

韓国・宋 海演（弁護士）

日本・平田大器（弁護士）

【講演】日中韓における海法の動向

司会・コメント：平泉貴士（中央大学教授）

講演者：中国・蔣 躍川（大連海事大学海商法学科長、准教授）

韓国・金 仁顯（高麗大学教授）

日本・松井秀征（立教大学教授）

（２）日中海法共同研究講演会 日中海法共同研究は、日本と中国で開催しているが、日本開催の機会には、公開で講演会および懇親会を開催し、広く国際交流の機会を提供している（Ⅰの外国海法研究会の項を参照）。

Ⅲ. 海法教育

海法研究所では、設立以来、大学院レベルの海法教育を実施する準備を行ってきたが、早稲田大学大学院法学研究科において、研究所研究員 3 名を講座責任者とする社会人対象の研究課題「国際海事問題の実務と法」を立ち上げ、2009 年度から開講した。この講座は、わが国ではじめての海法を中心とした科目による修士課程(LLM)コースである。2014 年度は、海運会社、保険会社、商社などから 5 名が正規の修士課程に入学した。

①海法関連科目

海法総論・海商法（商法研究Ⅰ・Ⅱ）、傭船契約法研究（Ⅰ・Ⅱ）、船舶金融法研究、海上安全論、海上保険法研究、海上売買契約法研究、国際海事争訟論、海事政策研究（Ⅰ・Ⅱ）、英米海商法研究

②修了者論文テーマ

槌田 稔大 「ISM コードが船舶の堪航能力に関する運送人の義務・責任に及ぼす影響について」

富 一美 「船舶のいわゆる人的不堪航に関する一考察——船員に関する公法規定の変化による影響を中心として」

Ⅳ. 寄付金受入れ

2014 年度

9 件 2,800,000 円（うち、200,000 円は早稲田大学に管理費として納入）
（客員教員による寄付を除く）

※ 寄付金は海法研究所を指定する早稲田大学への寄付金であり、入出金の管理はすべて早稲田大学（総合研究機構）が行っている。当研究所の 2014 年度決算は、総合研究機構より報告される。

V. 研究所人事

椿 弘次元所長（早稲田大学名誉教授）は、2014 年 4 月 1 日に顧問に着任した。

江頭憲治郎研究員は、2014 年 4 月 1 日に所長に着任した。

張 秀娟氏（元早稲田大学助手・鹿児島大学特任専門員）は、2014 年 4 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

初 北平氏（大連海事大学法学院長）は、2014 年 7 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

猿山賢司氏（弁護士）は、2014 年 10 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

高野真一氏（弁護士）は、2014 年 10 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

増田史子氏（京都大学准教授）は、2014 年 10 月 1 日に海法研究所研究員（招聘研究員）に着任した。

以 上